

学校いじめ防止基本方針



高島市立今津東小学校

令和8年4月

I いじめ対策の基本的な考え方

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法(以下、法)第3条で示しているように、いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係することであることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

2. いじめの定義(法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

*また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

3. いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」

という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告すると共に、適切な方針について検討することは必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談・通告または通報の上、子ども家庭相談センターや警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ 学校における施策

1. 学校の基本施策

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止等の対策に関する基本理念」に則り、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、その他関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むと共に、在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する。

学習活動の際にけんかやいじめと思われる事象が生じた場合、機会を逃さず適切な指導を行うものとする。児童相互のトラブルについては、その状況をしっかり聞き取ると共に、トラブルの原因やそれに関わった児童の人間関係等、その対応の仕方等を細かく丁寧にかつ **構造的に指導する**ものとする。さらに、教職員相互が情報を共有し、共通理解の上で指導の支援を得るものとする。

また、日頃からいじめを生まない風土を作るため、心の教育の充実を図る。学校行事や、体験活動を通して自然や人とふれあい、地域の人々との交流を行い、自然に対する畏敬の念、感動する心、相手を思いやる気持ちを育み、心豊かに生活できる子どもの育成をめざす。

* **構造的な指導**・・・いじめの原因、状況、それによる影響、心理的ダメージ、解決に至る手立て、必要な支援者、和解、解決後の対応、再発予防策等を客観的に捉え、いじめの被害者もしくは加害者としてではなく、第三者として考え、冷静に理知的に対応できるように指導すること意味する。

2. 学校の取り組み

詳細は別添Ⅰに記載

3. いじめの防止等の対策のための組織

詳細は別添Ⅱに掲載

4. 行動計画及び年間計画

詳細は別添Ⅲに掲載

5. 重大な事態への対処

学校で次に掲げる重大な事態が発生した場合は、教職員の総力を挙げて被害を受けた児童の身の安全を確保すると共に、その事態が発生した原因の究明にあたる。学校の教職員だけで十分に対応できない場合は、保護者・教育委員会・児童相談所・警察等関連機関との連携を図り、事態の解明・沈静化に努めるものとする。また、重大な事態への対応後、十分な検証と予防策の検討を行い、児童全体への指導を強化し再発防止に全力を挙げる。被害を受けた児童およびその保護者には、調査結果等必要事項について適切に情報公開するものとする。

<上記に挙げる重大な事態とは次の2点を指す。>

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6.学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

この学校いじめ防止基本方針が機能し、全教職員が児童の心理状態・人間関係等を適切に把握し、いじめを見逃していないか、いじめが起こらない風土を常に形成しようとしているか等を点検することが必要である。そこで、年度当初にはこの学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認すると共に、この方針に則った指導を行い、学期に1回以上は児童・保護者にアンケート等により実態把握を行う。その結果を分析し、課題が発見された場合は基本方針の改正を実施する。アンケート等と分析は実施毎に行うことを基本とするが、重大な事態が生じた場合には、それに適正に対処した後に、さらに基本方針を見直すものとする。

別添 I 学校の取り組み

1. 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

学校や子どもたちの間で、いじめを生まない風土を作るには、子どもたち一人ひとりが善悪の判断が正しく出来、人の立場に立って考える寛容性を持ち、集団生活の中で他人の考えを尊重し互いに認め合える人間関係を形成することである。そのために、次のような取り組みを行う。

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

特別の教科道徳科の授業や特別活動、人権教育等を通して、人としての倫理観を身につけ、物事を正しく判断できるように指導するとともに、正義と思いやりの心情を育み、人権意識の高揚を目指す。

② わかる授業、魅力ある授業の創造

子どもの知的欲求を満たし、「分かることの喜び」を味わわせる魅力ある授業づくりを通して、「自己有用感」・「自己存在感」・「共感的人間関係」・「自己決定力」を育み、困難にも打ち克ち前向きに生きていこうとする逞しい力を育成する。

③ 道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育・人権教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育む。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む）や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

④ 認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友達に相談できる雰囲気になった学級・学年の集団づくりに努める。

⑤ 児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努める。

⑥ 児童による主体的な活動の展開

道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会等において、児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、いじめの防止等の対策にかかる取組（集会や根絶協調週間等）を設けるなどして、児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導をすすめる。

⑦ 自然を愛し、命を大切に作る心の育成

学校行事や学習活動・体験活動等を通して、美しい自然や生命の営みに触れ、命の大切さを知るとともに、弱いものや相手を思いやる優しい心を育てる。

2.いじめの未然防止と早期発見

いじめの防止と早期発見のためには、普段からのきめ細かな児童観察を通して、些細な変化も見落とさず、常に教職員間の情報交換を行い、共同歩調を取りながら速やかに対応する必要がある。そのために次のような取り組みを行う。

① 些細な変化を見逃さない取り組み

子どもの些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

② 児童生徒へのアンケートの実施

アンケートを学期に2回以上児童に実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法を工夫し、的確な状況把握と効果的な分析に努める。

③ 保護者へのアンケート実施

アンケートを学期に1回保護者に実施し、いじめをはじめとする児童・保護者の悩みや訴えを早期に把握する。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法を工夫し、適確な状況把握と効果的な分析に努める。

④ 教育相談の実施

教育相談を定期的実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題の共感的理解に努める。また、担任だけでなく多くの教職員が関わっていけるような教育相談の工夫を行う。

⑤ 情報交換会等の実施

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行う。

3.いじめへの対処と指導体制の整備

いじめが疑われる事案に気づいた場合、別添Ⅱに示すように校長を中心に組織的な対応に努める。いじめを認知した時点で、該当児童（被害児童・加害児童の双方）の学級担任を中心に事実確認を行い、いじめ対策委員会（以下、委員会）で情報共有する。委員会で協議を行った後、校長の指示により児童への支援・指導を、また保護者への対応を組織として行う。必要な場合には関係諸機関や地域役員会との協議を行った上で、該当児童・保護者への対応を行う。

（1）いじめへの対処

① 全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備し、実践する。また、いじめが疑われる事案に気づいた場合の対処の在り方につ

いて、理解を深めておくことが必要であり、また学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

② 組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教員一人で対応せず、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、事案に係る情報の全てを共有し、速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。

(2) いじめの解消

「いじめの解消」は、原則として、いじめの発生から3ヶ月間、いじめと疑われる事案が発生しなかった場合に認められる。その3ヶ月間は全教職員で、被害児童、加害児童、周りの児童の様子について、より注意深く見守っていく。3ヶ月間、気になる様子がなければ、児童・保護者に電話・面談等で確認し、「いじめの解消」とするが、その後も継続的に、被害児童、加害児童、周りの児童の様子については、注意深く見守っていく。

(3) 職員研修の充実

① 指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教職員を目指し、県や市が主催する研修会に参加する等、自ら積極的に研修を積み重ね、指導力の向上を図る。

② 校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修を実施する。

③ 東っ子を語る会での情報交換

放課後もしくは打合せの時間帯に必ず、子どもの様子や保護者の要望や願いについて情報交換を行い、全教職員が子どもや保護者の様子等を把握するようにする。

④ 子どもとの積極的な会話を心がける

授業中は言うに及ばず、休憩時間や朝の会や帰りの会・給食の時間等を子どもとのコミュニケーションの場として活用し、子どもや家庭の様子をさりげなく聞くように心がける。

⑤ いじめの構造的理解の指導

いじめの構造について理解し、自分が被害者もしくは加害者になった時の対応の仕方について指導する。いじめの構造的理解については、『Ⅱ学校における施策Ⅰ. 学校の基本施策』の中で述べているので参照すること。

4.家庭との連携

① 家庭と学校が一体となった学校づくり

学校の取り組みや児童の様子を学校便りや生徒指導通信、学年・学級通信等で情報発信を行い、保護者との協力関係を深めて、家庭と学校が一体となった学校づくりを進める。

② 緊密な家庭連絡

子どもが病気・ケガ以外で欠席した場合には、必ず家庭に連絡を入れたり家庭訪問をしたりして、子どもの様子を保護者から聞くと共に、保護者との会話の機会を多く持つことで、保護者との信頼関係を生み出す。また、子どもの些細な変化を感じた時には、躊躇することなく保護者と連絡を取り、早期発見に心がける。

③ いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力しながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

④ 家庭への啓発

いじめの未然防止に関わり、教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識を持てるように取り組む。保護者同士が気軽に声を掛け合えるような関係が維持できるよう、学校から働きかけたり、保護者の交流の場を設けたりする。

5.地域との連携

① 地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、市関係部局と学校関係者、家庭、地域、その他児童に関わる関係者との連携が必要である。例えば、地域の関係団体と学校の関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用したりするなど、いじめの問題について家庭、地域、その他の児童に関わる関係者と連携した対策を推進することが必要である。

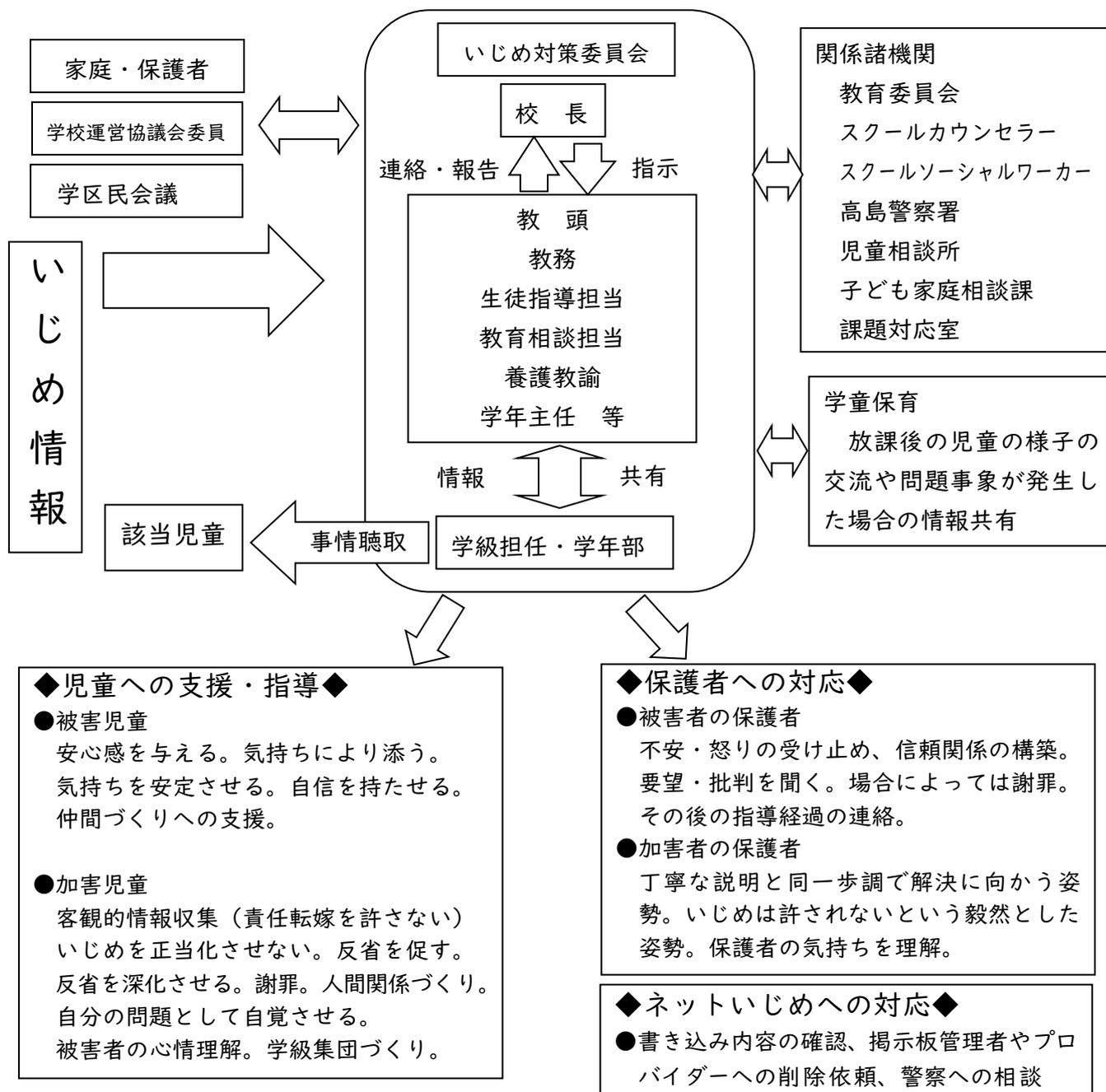
② 地域役員との連携

青少年学区民会議に参加し、地域行事の企画運営に参画すると共に、学校の様子について会議の場で話題として取り上げ、地域の学校への支援体制を築いておく。

③ 地域住民との交流

地域の運動会や文化祭などの行事を通して、地域住民の方々に子どもたちと顔見知りになってもらい、学校外でいじめの事象等があった場合には、学校へ連絡を頂いたり、子どもたちや保護者への指導を頂いたりできる関係をつくる。

別添Ⅱ いじめの防止・いじめ対応等のための組織



【いじめ防止対策委員会】は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。

具体的には、以下の役割を担うこととする。

1. 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
 2. いじめの相談・通報の窓口としての役割
 3. いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
 4. いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割
- ※また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。
5. いじめの解消におけた指導・支援を行う役割

別添Ⅲ行動計画および年間計画

1. 行動計画

教職員

いじめを生まない豊かな心の育成に取り組みます

- わかる授業、魅力ある授業づくりに努め、「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」「安心・安全な風土」を実感できるようにします。
- 生活科や総合的な学習の時間（東っ子の時間）などを通して、相手へのもてなし・感謝の心・地域への貢献や福祉体験などを意識した活動を多く取り入れ、豊かな心を育みます。
- 子どもが仲良く楽しく遊べる場の工夫・環境づくりを行います。
- 「正義」と「思いやり」の気持ちを子どもに育み、学級で「安心ルール」を作成して、一人ひとりに居場所があり、安心して過ごせる場を作ります。また、児童会主催の「人権集会」を開催し、「いじめをしない・させない学校づくり」に全校で取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- 子どもと遊びふれあう中で、観察や声かけを行い、子どもの些細な変化を見逃さないように努めます。
- 全教職員間で子どもについての情報交換を行い、複眼的な視点で子ども理解に努めます。

職員研修の充実を図ります

- 市内の他校での事象を常に情報として取り入れ、研修を深めます。
- 地域の行事に積極的に参加し、自己研鑽に努めることによって、子ども・保護者・地域から信頼される教職員をめざします。

指導体制の強化に努めます

- 「報告」「連絡」「相談」「確認」「記録」を確実にし、教師間で情報を共有して速やかな方針決定と校内体制の強化に努めます。
- 生徒指導・教育相談担当を中心に組織的な生徒指導・教育相談体制・ケース会議の充実に努めます。
- 保護者や地域、関係機関との連携を深め、課題解決への努力をします。
- 「いじめを絶対に許さない。いじめられている人がいたら守り通す。」という考えを児童に宣言し、保護者や地域に発信することによって、保護者が安心して子どもを送り出せる学校づくりに努めます。

説明責任を果たします

- 被害・加害の保護者には、必ず事実の報告を行い、解決に向けた学校の取り組みについて、理解と協力を求めます。
- 保護者会や地区別懇談会など様々な場でいじめの事実と学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求めます。

子ども

いじめのない楽しい学校をつくります

- みんな仲良く笑顔いっぱいの学校にします。
- 互いに助け合って、仲間を大切にします。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- みんなが楽しくなる活動を考え、がんばって取り組みます。
- 地域の人との交流を深め、お世話になった人たちに感謝します。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 人から注意を受けたら、自分の言動を振り返ります。
- 人を困らせた時は、深く反省し、素直に謝ります。
- 困ったことがあれば、すぐに先生やお家の人に相談します。

保護者

子どもを見守り、向き合います

- 親子のふれあいを大切にし、子どもの思いをしっかりと受け止めます。

- 親として許せないことは、はっきり言います。

- 子どもの生活習慣をしっかり身につけさせます。

保護者同士の関係を深めます

- 日頃から、保護者同士の連携を深め、学校と協力して子どもを育てます。

学校と協力し解決にあたります

- 心配なことがあれば、気軽に学校に相談します。
- 学校と協力して問題の解決に努めます。